

# **いじめ防止基本方針**

【令和5年度版】

**奥出雲町立高尾小学校**

## 目 次

はじめに	1
1 いじめの定義	1
2 いじめ防止に向けての基本的な考え方	1
3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者・地域への啓発	1
4 いじめの未然防止の取組	2
5 いじめの早期発見の取組	2
6 発見したいじめへの組織的な対応	3
7 いじめ防止のための校内体制	4
8 その他の留意事項	4
9 重大事態への対応	4

## **はじめに**

本校は、豊かな自然や文化に恵まれた奥出雲の中で、のどかな中山間地の高尾の地に育つ4名の児童、8名の教職員の極小規模の小学校である。地域の宝であるこの児童が、安心して学校生活を送り、知・徳・体の力を存分に伸ばせるような教育活動を展開することが学校の使命である。

このような学校にあって、児童一人一人の自尊感情や人権感覚を培い、いじめをしない、させない、許さない気持ちを育てることや、万一、いじめを受けた児童が安心して相談でき、早期解決に向け全力をあげて組織的に取り組むことが強く求められている。

本「いじめ防止基本方針」は、「島根県いじめ防止基本方針」を踏まえ策定したが、学校内外の状況の変化に応じて、適宜、見直しを行う。

## **1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第一章 第二条)**

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## **2 いじめ防止に向けての基本的な考え方**

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

島根県いじめ防止基本方針にあるように、「いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に組み、いじめが発生した場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、高尾小学校いじめ防止基本方針を定める。

## **3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者・地域への啓発**

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者・地域の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対して、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

## **4 いじめの未然防止の取組**

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に未然防止の取組を行うことが必要である。未然防止の基本となるのは、児童が友人や教職員と信頼できる関係の中、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。また、定期的な調査等で児童の様子を把握し、取組の検証や改善を行い、継続的な取り組みをすることが大切である。全職員の共通理解を図ることはもちろん、他校と連携して取組を進めたり、関係諸機関との連携を図ったりすることも大切にしていく。

### **(1) いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組**

- ・わかる授業づくり
- ・仲間づくり・集団づくり(誰にも活躍の場)
- ・行事や体験活動・交流活動の充実
- ・人権・同和教育、道徳教育の充実
- ・基本的生活習慣の確立
- ・アンケート等での評価・改善(楽しい学校アンケート、アンケートQU等)
- ・日々の健康観察

### **(2) いじめ防止のための取組**

- ・保幼小中連携(子どもを語る会、連絡会等)
- ・校内研修、職員会議で全職員が共通理解
- ・人権週間の取組(人権集会、学級活動等)
- ・自己有用感を高める機会を設ける
- ・関係諸機関との連携(SC、SSW、図書館ボランティア、子どもクラブ指導員、民生児童委員、三成広域交番等)

## **5 いじめの早期発見の取組**

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種アンケート調査を併用する。なお、調査結果等を行った際は、分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

### **(1) 授業中、休み時間等の観察**

- ・健康観察の際の声、表情
- ・授業中の取組の様子
- ・休み時間等の様子

### **(2) いつでも相談できる体制づくり**

- ・教育相談(随時)

- (3)生活習慣アンケートの実施
  - ・ 各学期1回実施(4月、10月、1月)
- (4)QU調査による学級集団状況調査
  - ・ 年間2回実施(6月、11月)

## 6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主任が中心となり、事実関係の把握、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行った児童の社会性の向上、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、奥出雲町教育委員会と連携を図り、三成広域交番と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (1)いじめ発生を確認した際の対応・・・別紙

※ H24年3月 島根県教育委員会作成「いじめ問題対応の手引き」P23～ 第4章  
「いじめへの対応」に準じる

### (2)いじめ対応の留意点

- ①いじめを発見した場合は、まず、いじめを受けた児童及び知らせてきた児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、生徒指導職員会議を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめられた児童のケアは、管理職、スクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。したがって、いじめが起きた場合には加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童にも誰かに知らせる勇気を持つように指導する。はやしたてたり同調したりしていた児童には、それらがいじめに荷担する行為であることを理解させる。

- ⑧ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除するなどの措置をとる。必要に応じ、警察等との連携を図る。SNSや携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

## **7 いじめ防止のための校内体制**

いじめ防止等に組織的に対応するため、従来の生徒指導職員会議において、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて会議を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学級担任

<校外構成員> スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、  
教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

## **8 その他の留意事項**

- ① いじめの対応については、特定の教職員が抱え込むことのないよう、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として組織的に取り組む。
- ② 教職員のいじめの問題等に関する共通理解を図るために「いじめ問題対応の手引き」を活用して校内研修を行う。
- ③ いじめに関係した児童が同じ学校に在籍していない場合は、学校同士で情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言ができるよう、学校相互間の連携・協力をを行う。
- ④ いじめ防止の対応策について地域や保護者の理解を得るようにする。学校とPTA、民生児童委員、放課後児童クラブなどと連携して対策を推進する。
- ⑤ 問題を的確に捉え、実態把握が促進され、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価できるようにする。また評価結果を踏まえてその改善に取り組む。  
教職員評価においても、教職員の日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見の取り組み、いじめが発生した際の迅速な対応、組織的な取り組む等を評価することができるよう留意する。

## **9 重大事態への対応**

### (1) 重大事態の定義

次の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は、「重大事態」としてすみやかに対処する。なお、事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合は、「重大事態」として対処する必要がある。

- ① いじめにより本校の児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
・児童が自死を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

- ② いじめにより本校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。
- ③ 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対処するものとする。

#### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合はその旨をすみやかに奥出雲町教育委員会に報告する。

#### (3) 重大事態の調査組織の設置

重大事態が発生した場合は、奥出雲町教育委員会と連携を図り、生徒指導職員会議を母体とした調査組織をすみやかに設置する。なお、組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

#### (4) 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態の調査に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする。なお、警察においても捜査(調査)が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

#### (5) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

#### (6) 調査結果の報告

調査の結果については、教育委員会を通じて知事に報告する。

いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。